令和6年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金施行細則

1 一般的注意事項

(1) 研究記録の整理及び保管

研究開発に要した設計図、実験データ、記録写真及びテストピース等は整理し大切に保 管しておくこと。

(2) 支援対象物件等の検収

研究開発に要する設備機器、原材料又は消耗品等(以下「補助対象物件等」という。) の納入期日を確実に把握するために検収を行い、検収年月日を明確にしておくこと。なお、 原則として、検収日は補助対象物件の取得日とする。

2 経理処理の注意事項

(1) 補助金の使途

補助金は交付決定を受けた事業以外に使用できないため、設備機器等の購入は厳格に行うこと。

(2) 補助対象事業専用の帳簿の作成

補助対象事業に要した経費の収支は、一般の事業経理と分離し、明確になるよう補助対象事業専用の帳簿を作成するなどして、処理すること。

(3) 補助対象経費の支払

補助対象経費の支払は、他の取引と明確に区別するために、単独の支払にすること。なお、支払は令和7年2月14日までに終了すること。

(4) 会計帳簿等の整備

収支の事実を明確にした証拠書類(発注から支払まで)を整理するとともに、帳簿等に確実に記載すること。

3 知的財産権の所在等

知的財産権の所在等については、あらかじめ企業と大学等の間において取決めをしておくとともに、問題等が発生した場合には、当事者間において、これを解決すること。

4 実績報告書の提出期限

補助事業者は、令和7年2月28日までに実績報告書を提出すること。

- 5 採択基準
 - (1) 同一申請者に対する当該年度の採択限度数は1件とする。
 - (2) 研究開発が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合は、採択しない。
 - (3) 成果育成枠においては、申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委任する場合は、原則として採択しない。
 - (4) 機械又は器具等の購入を目的とする申請とみなされるものは採択しない。
 - (5) その他、令和6年度産学官共同研究開発支援事業補助金交付要綱に定める補助金交付の 目的に添わないとみなされるものは採択しない。

令和6年度産学官共同研究開発支援事業補助金に関する審査基準について

- 1 研究開発の方法(導入技術を含む。)が適当かどうか。
- 2 研究開発を遂行するのに十分な技術的能力を有するかどうか。 (技術指導を受ける場合は指導が適当かどうか。)
- 3 研究開発の予算が適当であるかどうか。
- 4 長期間を要する研究開発でないものであるかどうか。
- 5 事業化できる見込みがあるかどうか。